

2026年5月1日

アクサ生命保険株式会社

## 金融庁による報告徴求命令への対応の進捗について

アクサ生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO：クリストフ・アヴネル、以下「アクサ生命」）は、2025年8月6日付けで、金融庁から保険業法第128条第1項に基づき「乗合保険代理店との適切な関係性の構築に向けた取組み」について報告徴求命令を受領（\*1）いたしました。これを受け、9月8日に報告徴求命令に基づく報告書を金融庁に提出し、9月17日に「金融庁による報告徴求命令への対応について（\*2）」を公表いたしました。

このたび、2026年3月末時点における取組みの状況について、2026年4月15日付で報告書を金融庁に提出いたしました。取組みの状況につきましては、今後公表予定の「お客さま本位の業務運営を実現するための基本方針」と併せて公表いたします。

アクサ生命は、アクサのパーパス（存在意義）「すべての人々のより良い未来のために。私たちはみなさんの大切なものを守ります。」を体現するために、アクサグループのバリューに沿って、コアビジネスで培った専門性や経験とノウハウを活用しながら、私たちがかかわるすべてのステークホルダーのみなさまの大切なものをお守りし、より良い未来に向けて行動しています。

今後も一層お客さま本位の業務運営に努めてまいります。

以上

(\*1) [20250807\\_金融庁による128条報告徴求命令の受領に関して](#)

(\*2) [金融庁による報告徴求命令への対応について](#)